

長浜市告示第113号

長浜市優良工事表彰実施要綱を次のように定める。

令和4年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市優良工事表彰実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注した建設工事において、優秀な成績をもって施工した受注者を表彰することにより、適正な工事の施工及び技術の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 評定点 長浜市請負工事成績評定実施要綱（平成18年長浜市告示第16号）第7条に規定する請負工事成績評定通知書により通知された評定点をいう。
- (3) 対象年 表彰を実施する年の前年をいう。
- (4) 契約審査委員会 長浜市建設工事契約審査委員会規程（平成18年長浜市訓令第29号）第2条の規定により設置した長浜市建設工事契約審査委員会をいう。

(表彰対象者)

第3条 表彰は、優良工事表彰とし、工事を優秀な成績で施工した受注者を対象とする。

2 対象とする受注者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市内に本社又は本店を有する者（以下「市内業者」という。）。ただし、市内業者を構成員の1人とする共同企業体が受注者であった場合は、市内業者以外の者も、その出資比率にかかわらず表彰の対象とする。
- (2) 対象年において1件以上85点以上の評定点を取得した者
- (3) 対象年において完成した全ての工事で65点以上の評定点を取得した者

(表彰の方法)

第4条 表彰は、毎年1回行うものとし、被表彰者には市長名の表彰状を贈呈する。

(被表彰者の決定)

第5条 契約管理課長は、第3条の規定に該当する者がいるときは、優良工事報告書（別記様式）を作成し、契約審査委員会に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、85点以上の評定点を取得した工事が、仕上面等だけを施す修繕工事や、解体工事又はしゅんせつ工事等で成果物が事実上ないものである場合には、優良工事報告書を作成しない。

3 契約審査委員会は、表彰対象者の表彰の可否について総合的に審査する。

4 被表彰者は、契約審査委員会の審査結果に基づき、市長が決定する。

(表彰の取消し)

第6条 市長は、表彰決定の日から表彰日までの間に被表彰者が次の各号のいずれかに該当したときは、この決定を取り消すものとする。

- (1) 施工した工事に契約不適合があることが判明したとき。
- (2) 建設業法の規定による監督処分を受けたとき。
- (3) 長浜市入札参加停止基準要綱（平成24年長浜市告示第213号）第3条第1項の規定による入札参加停止措置を受けたとき。
- (4) その他優良建設業者として不相当と認められる行為があったとき。

(被表彰の公表)

第7条 被表彰者については、市ホームページに公表するものとする。

(庶務)

第8条 表彰に関する庶務は、総務部契約管理課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。